

広島県告示第二百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

大竹市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和三年五月二八日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹市役所
令和三年五月一九日	午前一〇時三〇分～午後三時	玖波公民館
令和三年五月二〇日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹会館
令和三年五月二一日	午前一〇時三〇分～午後三時	大竹会館

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和三年五月一八日～ 令和四年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会